

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
当該の翌日)

高郡及び西伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、
同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和五十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器
実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十九年四月十六日から
昭和六十年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器
実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十九年四月十六日	午前十時から 午後二時まで	気高町	気高町中央公民館
昭和五十九年四月十七日	午前十時から 午後三時まで	青谷町	青谷町中央公民館
昭和五十九年四月十八日	午前十時から 午後二時まで	"	"
昭和五十九年四月十九日	"	鹿野町	鹿野町立農業者トレーニングセンター
昭和五十九年四月二十日	午後一時から 午後三時まで	中山町	中山町中央公民館
昭和五十九年四月二十一日	午前十時から 午後二時まで	名和町	名和町公民館
昭和五十九年四月二十二日	"	大山町	大山町中央公民館
昭和五十九年四月二十三日	"	淀江町	淀江町中央公民館

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、氣
鳥取県告示第二百二十三号

告 示

昭和五十九年五月八日	午後一時から午後三時まで	日吉津村	日吉津村スポーツセンター
昭和五十九年五月九日	午前十時から午後三時まで	岸本町	岸本町立岸本小学校
昭和五十九年五月十日	午前十時から正午まで	会見町	会見町公民館
"	午後一時から午後三時まで	西伯町	プラザ西伯
			昭和五十九年三月十六日

鳥取県告示第二百二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者との名称	成 果 の 名 称	調査を行つた地域	認証年月日
泊 村 昭和五十一年度	泊村（大字小浜）の地 籍図及び地籍簿	泊村 大字小浜	昭和五十九年三月八日

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカツスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蝨病、馬伝染性貧血、オーワスキーリ病及び炭疽予防のため。

二 実施する区域

県下全域

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの、及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、船岡町、河原町、青谷町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

鳥取県告示第二百二十五号

家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカツスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蝨病検

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

倉吉市、福部村、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭

査、馬伝染性貧血検査、オーワスキーリ病検査及び炭疽予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査又は注射を受けることを命ずる。

町、気高町、鹿野町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤崎町、名

和町、中山町、日南町、日野町及び江府町の区域

(三) (一)及び(二)以外の牛で昭和五十九年四月一日以降放牧しようとするもの

鳥取県告示第二百二十六号
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

ニユーカツスル病検査 鶏

昭和五十九年三月十六日

鳥取県知事 西

尾

邑

次

ひな白痢検査及びマイコープ 種鶏及びこれと同一施設内で飼育してゐる鶏

鶏

みつばち

馬伝染性貧血検査 馬

馬

腐蝕病検査 鹿

馬

オーリエスキット病検査 豚

豚

炭疽予防注射 牛

とする牛

実施の期日

昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで

検査又は注射の方法

ブルセラ急速凝集反応

ツベルクリン検査皮内反応

ニューカツスル病検査

ひな白痢検査

マイコープラズマ病検査

腐蝕病検査

馬伝染性貧血検査

オーリエスキット病検査
炭疽予防注射

炭疽予防液皮下注射

実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

実施する区域

県下全域

実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

過したものの

実施の期日

昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで

検査の方法

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応

ツベルクリン検査皮内反応

結核病検査

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十一月十一日 鳥取県指令受米土維第八百八十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大南原
米子市勝田町一四
森 勝次郎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和五十九年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年三月十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和五十九年三月二十三日（金）午前十時三十分
 二 場所 鳥取市末広温泉町五五六番地 白兎会館
 三 議題

1 県立学校長の人事について

- 2 その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により、獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和59年3月16日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

3 受講対象者

(1) 初心者講習

(1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により、獣銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により、許可を受けた、獣銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和59年4月10日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第15会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和59年4月24日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第15会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和59年5月2日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

(2) 経験者講習

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな獣銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者
ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 獣銃及び空気銃の所持について関する法令
イ 獣銃及び空気銃の使用保管等の取扱い

昭和59年5月15日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
--------------------------------------	-------------	----------------------------

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を

1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては、3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）